



平成 26 年 4 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 関西アーバン銀行
代表者名 頭 取 北 幸二
(コード番号 8545 東証第一部)
問合せ先 総務部長 里西 薫
電話番号 06-6281-7000 (代表)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 26 年 4 月 14 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において必要な承認が得られることを条件に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件に関する株主総会付議議案につきましては、平成 26 年 5 月に取締役会にて決議する予定です。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を 100 株に変更するものであります。

2. 単元株式数変更の内容

平成 26 年 10 月 1 日（水）をもって、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 単元株式数変更の条件

平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において、後記「II. 株式併合について」に関する決議の承認を得ること、及び後記「III. 定款の一部変更について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

II. 株式併合について

1. 目的

前記「I. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更することに併せて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・比率

平成 26 年 10 月 1 日（水）をもって、平成 26 年 9 月 30 日（火）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

(3) 減少株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 26 年 3 月 31 日現在）	737,918,913 株
株式併合により減少する株式数	664,127,022 株
株式併合後の発行済株式総数	73,791,891 株

(4) 株式併合による影響等

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式 1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

3. 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

4. 株式併合により減少する株主数

平成 26 年 3 月 31 日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	16,124 名（100.0%）	737,918,913 株（100.0%）
10 株未満所有株主	293 名（1.8%）	548 株（0.0%）
10 株以上所有株主	15,831 名（98.2%）	737,918,365 株（100.0%）

上記の株主構成を前提として併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 293 名（所有株式数合計 548 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株式名簿管理人までお問い合わせください。

5. 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当行発行の新株予約権の 1 株当たりの権利行使価額を、平成 26 年 10 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成 17 年 6 月 29 日 定時株主総会決議 （当行の役職員）	313 円	3,130 円
平成 18 年 6 月 29 日 定時株主総会決議 （当行の取締役）	490 円	4,900 円
平成 18 年 6 月 29 日 定時株主総会決議 （当行の取締役を兼務しない執行役員、使用人）	490 円	4,900 円
平成 19 年 6 月 28 日 定時株主総会決議 （当行の取締役）	461 円	4,610 円
平成 19 年 6 月 28 日 定時株主総会決議 （当行の取締役を兼務しない執行役員、使用人）	461 円	4,610 円
平成 20 年 6 月 27 日 定時株主総会決議 （当行の役職員）	302 円	3,020 円
平成 21 年 6 月 26 日 定時株主総会決議 （当行の役職員）	193 円	1,930 円

6. 株式併合の条件

平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において、本株式併合に関する決議の承認を得ること、及び後記「Ⅲ. 定款の一部変更について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

III. 定款の一部変更について

1. 目的

前記「I. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、当行定款第8条に規定される普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、前記「II. 株式併合について」に記載した本株式併合による普通株式の発行済株式総数の減少を勘案し、当行定款第6条に規定される発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

下記のとおりです。

現行定款・変更定款案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>210,000</u> 万株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式は <u>200,000</u> 万株、第一種優先株式は10,000万株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000</u> 万株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式は <u>20,000</u> 万株、第一種優先株式は10,000万株とする。
第8条 (単元株式数) 当社の <u>単元株式数は、全ての種類の株式について1,000株</u> とする。	第8条 (単元株式数) 当社の <u>普通株式の単元株式数は100株とし、第一種優先株式の単元株式数は1,000株</u> とする。

3. 定款変更の条件

平成26年6月27日開催予定の定時株主総会において、本定款変更に関する決議の承認を得ること、及び前記「II. 株式併合について」に関する決議の承認を得ることを条件としております。

IV. 日程

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 取締役会決議日 | 平成26年4月14日 |
| 2. 定時株主総会決議日 | 平成26年6月27日 (予定) |
| 3. 1,000株単位での売買最終日 | 平成26年9月25日 |
| 4. 100株単位での売買開始日 | 平成26年9月26日 |
| 5. 単元株式数変更の効力発生日 | 平成26年10月1日 (予定) |
| 6. 株式併合の効力発生日 | 平成26年10月1日 (予定) |
| 7. 定款変更の効力発生日 | 平成26年10月1日 (予定) |

以 上

(ご参考)

単元株式数変更及び株式併合に関するQ&A

Q1 単元株式数の変更と株式併合とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

また、株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。

当行においては、1,000株から100株への単元株式数の変更と、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q2 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

一方で、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q3 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主様のご所有株式数は、平成26年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

(例)

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	3,000株	3個	300株	3個	なし
例2	1,515株	1個	151株	1個	0.5株
例3	755株	なし	75株	なし	0.5株
例4	4株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例2、例3及び例4のような場合）、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記（※）の株式名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により普通株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。なお、端数が生じる場合の処理については上記Q 3をご参照ください。

Q 5 具体的なスケジュールを教えてください。

A. 下記のとおり予定しております。

定時株主総会決議日	平成26年6月27日
1,000株単位での売買最終日	平成26年9月25日
100株単位での売買開始日	平成26年9月26日
単元株式数変更の効力発生日	平成26年10月1日
株式併合の効力発生日	平成26年10月1日

Q 6 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q 3に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

※株式名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)